

## 大規模修繕の実施プロセス

### 1. 基本的な考え方

県は、事業期間中の大規模修繕の発生は想定していないが、施設の機能を維持するためにやむを得ず大規模修繕の必要が生じた場合には、県の責任と費用負担において実施するものとする。

### 2. 大規模修繕の実施プロセス

#### (1) 必要性の発生と協議

大規模修繕の必要性が生じた場合、県及び事業者は速やかに協議を行う。

#### (2) 県による「大規模修繕計画」の策定

県は、大規模修繕に係る工事期間中も事業者が運営業務等を継続できるよう、事業への影響が最小限となるよう配慮した上で、大規模修繕の具体的な工事内容、スケジュール、実施方法等を定めた「大規模修繕計画」を策定し、大規模修繕を実施する 18 か月前までに事業者に開示する。

#### (3) 大規模修繕の実施及び対応・協力

大規模修繕に係る工事は、県が発注し、監督する。

事業者は、工事の円滑な実施のため、工事を実施する場所への立入を禁止する等の必要な協力をすること。

事業者は、県から開示された「大規模修繕計画」を踏まえて、要求水準上必要とされる各種計画の作成及び業務の遂行並びに利用スケジュールの調整をするものとする。

### 3. 休館等に伴う損失補償

大規模修繕の実施に伴って本施設の全部または一部の休館等が生じ、これにより事業者が損失を受けたときは、県は、事業者と協議の上、県が合理的と認める範囲内で当該損失の補償を行うものとする。